ユニーグループ健康保険組合 理事長 田 中 稔

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費支給申請書の取り扱いの変更について

日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師(以下、鍼灸師等という。)」の施術料のお支払い方法について、現在は施術を受けた方が窓口で「自己負担分」をお支払い頂き、自己負担分を除いた「施術料」は療養費として健康保険組合から鍼灸師等にお支払いをしています。

このたび、療養費支給の適正化に伴い、下記のとおり取り扱いを変更しましたのでご通知申し上げます。

今回の変更に伴いお手数とご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 変更後の支払方法

- ①施術料の全額(10割)を施術所の窓口でお支払いいただき、「領収書」の交付を受けてください。 鍼灸師等に、「施術内容証明書」の証明を受けてください。
- ②下記の書類を、当組合に提出してください。(暦月ごとに申請)

『療養費支給申請書及び 施術内容証明書』 「『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』 | の該当するものに記入。また、「療養費支給申請書は申請 | 者」が、「施術内容証明書は施術者」の記入となります。

『医師の施術同意書 (原本)』

※初療日から6か月★を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の施術同意(再同意) が必要です。(★印: 平成30年9月30日施術分までは3ヶ月)

『領収書原本』(領収印のあるもの)

- ③当組合において、健康保険に適用するものか否かを確認のうえ、療養費としてお支払いいたします。
- ※暦月での申請となる為、その月の全ての施術を終えてから、暦月分を受療者ごとに1枚ご申請ください。

2. 変更の理由

療養費支給の適正化に伴い、健康保険法に定める原則どおりに、全額立替払い(償還払い)に改めるものです。

3. 実施時期

平成30年10月施術分から

|4. 申請書等(当組合ホームページに掲載) について| ※HPへの掲載は9月 10 日頃を予定

平成30年10月以降に鍼灸師等の施術を受け、健康保険を適用される際は、上記申請書等の書類が必要となります。

当組合のホームページから印刷してご使用ください。また、送付させていただくことも可能です ので必要な場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】ユニーグループ健康保険組合 給付担当:祖父江・久留宮

電話:0587-24-8271